

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	北海道立職業能力開発支援センター条例
根拠条項	第8条
許認可等の種類	利用の承認
法令の定め	北海道立職業能力開発支援センター条例 第8条
審査基準	<p>1 使用の承認の順位</p> <p>(1) 支援センターの使用時間が重複する場合、使用承認の順位は、受付順とする。</p> <p>(2) 次の職業訓練等については、優先的に配慮する。</p> <p>① 職業能力開発促進法に基づく技能検定等の実施</p> <p>② 道及び道が認める職業訓練の実施</p> <p>2 次に掲げる場合には、支援センターの使用を承認しない。</p> <p>(1) 公益を害し、支援センターの秩序を乱すおそれがあるとき</p> <p>(2) 支援センターの使用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼすことが明らかなきとき</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認めるとき</p> <p>(4) 重量物の搬入など建造物等及び物品を傷つけるおそれがあるとき</p> <p>(5) 飲食を主たる目的とするとき</p> <p>(6) 物品の販売を主たる目的とするとき</p> <p>(7) 政治、宗教活動、告別式等を主たる目的とするとき</p> <p>(8) その他支援センターの設置目的に照らし不相当と認められるとき</p>
標準処理期間	<p>総期間 1日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月()</p> <p>協議機関 日・月()</p> <p>処分機関 日・月()</p>
処分担当課	指定管理者:北海道職業能力開発協会(電話番号:011-825-2385)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)